



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便, FAX, E-mail で受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「市県民税の税額について」

私は、年金受給者です。先日、市県民税の納税通知書が届きましたが、年金は昨年より減っているのに、税額は2倍以上になっていたのびつくりしました。なぜ、こんなに市県民税が上がっているのか教えてください。



(69歳 女性)

お答えします

担当課 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

国の税制改正により、今年度から市県民税が大幅に変わりました。中でも大きな改正点として「税源移譲に伴う税率の改正」があげられますが、これによって市県民税の税率は3段階(5%・10%・13%)の累進課税方式から一律10%に変わっています。また「定率減税の廃止」や「老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置」といった増税要因となる改正もあわせて行われています。このような理由により、例えば、昨年の税率が5%の人であれば、収入が変わらなくても市県民税の額は昨年度の2倍以上に増えてしまいます。

なお、今回の税制改正では、市県民税は増えますが所得税が減りますので、例えばご質問の方のような年金収入の方の場合は、来年の確定申告時に算出する所得税が昨年より減ります。ただし、そうした所得税の減額を加味しても、ほとんどの人は、昨年に比べると税負担(所得税+市県民税)が増えることとなります。

豆知識

【税源移譲】 地方自治体が住民にとって身近な行政サービスを効率的に行えるよう、所得税を減らし市県民税を増やすことで、国から地方へ3兆円規模の税源を移します。

【雑所得】 「収入」から一定の必要経費を差し引いた額を「所得」といい、市県民税や所得税はこの「所得」をもとに算出されます。これが給与収入では「給与所得」、営業収入では「営業所得」となりますが、年金収入の場合には「雑所得」となります。

前年に比べ所得が激変した場合などには減免の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

えがおがいちばん!!

編集室のひとりごと



あらかわ かすみ
荒川 佳澄ちゃん(5歳)
たつき
達紀くん(3か月)

いつまでも二人仲良く助け合ってくれるといいな。
(殿町三)

コンピュータ用語に「ハッキング」という言葉があります。もともとは「高度な知識・技術を駆使して既存のプログラムなどを改良する」という意味らしいのですが、最近では、あるものを「ちよつとした工夫によって、より効率的に運用する、使い勝手を良くする」といった意味合いで「〇〇をハックする」などのように使ったりする場合もあるようです。(もちろん辞書には載ってませんが…)つまり、熟練のプログラマーがチョイチョイとプログラムを書き足すように、わずかな労力で大きな成果をあげることを「ハック」と表現しているのですが、その言葉の裏には、対象を知り尽くしているからこそできる、ある種裏技的な意味合いすら感じられ、面白い言葉だなあと妙に感心させられます。現在、多くの自治体が、厳しい財政状況の中で、今後のまちづくりをどう進めていこうかと頭を悩ませています。地方の時代といわれながらも、お金も人も限りがあるという状況で、枯渇しない最後の資源として注目されるのは、各自治体から湧き出る「まちづくりのアイデア」なのかもしれません。まちづくりに独自の創意・工夫が求められる今だからこそ、これまで以上に自分たちのまちに精通し「まちをハックする」という時代が、実は既にやってきているのかなあと思ったりもします…(グリ)

お子さんの写真募集中!!

詳しくは広報広聴課まで (☎ 82-1133)